

年金
だより

国民年金保険料学生納付特例のご案内

問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

20歳以上の学生で、ご本人の前年所得が一定額*以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

※所得のめやす 128万円+(扶養親族等の数×38万円)

対 学生納付特例の対象校である大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生

- 申請して約2ヵ月後に、承認(却下)通知のハガキが送付されます。
- 毎年4月以降に、その年度分の申請が必要となります。

なお、4月始め頃に日本年金機構から届いた学生納付特例申請書(ハガキ形式)を提出された方は、申請の必要はありません。

マイナポータルから学生納付特例の電子申請ができます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

令和6年度の国民年金保険料・老齢基礎年金額

- 国民年金保険料・・・16,980円/月
- 老齢基礎年金額(満額) 昭和31年4月2日以後生まれの方・・・68,000円/月
昭和31年4月1日以前生まれの方・・・67,808円/月



消費者
注意報

楽しく通ううちに高額な商品を購入? 催眠商法にご注意!!

!! どんな手口?

数日間や数か月以上の長期間にわたり、街中にある店舗の一角を会場として借りて、閉め切った部屋に人を集め、日用雑貨品などを格安な値段で販売し、雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に次々と高額な商品を契約・購入させる手法です。これは「催眠商法」または「SF商法*」と呼ばれています。このような販売会では高齢者が対象となることで、必要のない商品を高額で買ってしまっただけで支払いに困っているというトラブルが発生しています。

*SF商法→新製品普及会の頭文字に由来

トラブル防止のポイント

- ☑無料の日用品などにつられて安易に会場に近づかないこと。通ううちに築かれた販売員との関係や会場の雰囲気などで勧誘を断りにくくなります。
- ☑もし、知人や隣人に誘われても必要がなければきっぱり断りましょう。
- ☑高額商品の購入は、家計や老後の資金を切り崩してまで必要かよく考えましょう。
- ☑会場に向かう背景には、日常的なさみしさ、娯楽のなさ、健康不安、経済不安などがあるとされています。家族や周囲の人は、本人に寄り添った話し合いを心がけてください。

☆困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。
長崎県消費生活センター(☎824-0999) 長与町消費生活相談窓口(☎883-1111)